

第10回 制度設計ワーキンググループ  
事務局提出資料  
～適正取引ガイドラインの見直しについて～

---

平成26年11月27日(木)

- 来年4月に施行が予定されている第1弾の改正電気事業法と、2016年に施行が予定されている第2弾の改正電気事業法の改正を踏まえ、適正取引ガイドラインの見直しが必要。
- 改正が必要と考えられる主要な事項は以下のとおりであり、今後、ここに示した考え方を踏まえて改正の作業を進める。

## 1. 広域機関の創設に伴う改正事項（第1弾関係）

改正事項	考え方	該当箇所(例)
(1)送配電等業務支援機関(ESCJ)の業務	ESCJが実施している業務は、第1弾改正法の施行に伴い、広域的運営推進機関が実施することとなることから、これに対応した改正が必要。	Ⅱ(2)-1-2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止
(2)広域機関が新たに行う業務	広域的運営推進機関はESCJよりも機能が強化されており、こうした点について、新たにガイドラインで定めることが必要。	新設 (ESCJに関する規定に追記)

## 2. 小売・発電の全面自由化に伴う改正事項（第2弾関係）

改正事項	考え方	該当箇所(例)
(1)低圧への自由化範囲の拡大	小売の規制分野(現行の低圧需要)の料金規制に関する記述について、経過措置期間中の規制料金に関する記述として改正。また、高圧を前提とした記述となっている箇所(小売契約条項など)について、低圧に対応した記述に改正。	I 2(2) 規制分野
(2)低圧配電部門の中立性確保	低圧配電部門の中立性確保に際し、現行制度で一般電気事業者の送配電部門が他部門と連携して実施している業務の一部については、実情に応じた柔軟なルールを設定すべく改正。<第3回、第5回制度設計WGで議論済み>	Ⅱ 2(2)-1-1 一般電気事業者の託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止
(3)卸規制	卸供給に関する記述を卸規制の撤廃に対応したものに改正。	Ⅲ 2(1)イ① 卸供給における不当な料金設定

## 3. 事業類型の見直しに伴う改正事項（第2弾関係）

改正事項	考え方	該当箇所(例)
<b>【小売分野関連】</b>		
(1)小売事業者としての「一般電気事業者」に関する規定	<p>小売分野において独占的地位を有していることを背景とした「一般電気事業者」についての記述や、ネットワークの利用者としての「一般電気事業者」についての記述について、事業類型の見直しに対応し、これらの用語の所要の改正を行う。</p> <p>※小売供給契約を締結する際の説明義務や書面交付義務に関するガイドラインは別途策定することを想定。</p>	<p>I 2(1)① 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定</p> <p>III 2(1) 一般電気事業者の電気の調達</p> <p>IV 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p>
(2)「特定規模電気事業者」に関する規定	事業類型見直しに対応し、「小売電気事業者」などと改正。	
(3)部分供給	<p>前回WGにおける部分供給に関する整理を踏まえ、「一般電気事業者」が供給するとしている記述について、事業類型の見直しに対応し、用語の所要の改正を行う。＜第9回WG資料5-7関連＞</p> <p>※「部分供給に関する指針」については低圧の部分供給についての各種論点を踏まえた検討が別途必要。</p>	I 2(1)①イiii 部分供給
<b>【託送分野関連】</b>		
(4)送配電事業者としての「一般電気事業者」に関する規定	ネットワークの保有・運用主体として「一般電気事業者」という用語を用いている記述について、「一般送配電事業者」と改正。	II 託送分野における適正な電力取引の在り方
(5)発電量調整供給への対応	<p>託送供給に関する記述のうち、新たに創設した発電量調整供給に関わるものについては、発電量調整供給を考慮した記述となるよう改正。</p> <p>(※)第9回WGで議論したネガワット提供者を同時同量の主体とするという考え方を踏まえて対応することを想定。</p>	<p>II 2(1) 託送供給料金等についての公平性の確保</p> <p>II 2(3) インバランス料金</p>

# 適正取引ガイドラインの主要改正事項③

改正事項	考え方	該当箇所(例)
(6)最終保障約款に関する規定	一般送配電事業者が最終保障サービスを供給することとされたことを踏まえて改正。	I 2(1)①イvi 不当な最終保障約款
(7)送配電等業務に関する規定	電事法における差別的取扱いの禁止の対象を「託送供給業務」としていたものを「送配電等業務」に改正したことに伴い、同様の記述とする改正。	II 2(2)-1-2 一般電気事業者の託送供給業務における差別的取扱いの禁止
(8)送電事業者としての「卸電気事業者」に関する規定	卸電気事業者が行う振替供給の業務についての記述に関し、「送電事業者」が行うものとなるよう改正。	II 2(2)-2 卸電気事業者の振替供給
<b>【卸売分野関連】</b>		
(9)発電事業者としての「一般電気事業者」に関する規定	卸売分野(発電分野)において「一般電気事業者」が独占的地位を有していることを背景とした各種の記述について、事業類型の見直しに対応し、用語の所要の改正を行う。	III 2(1)イ⑥ 一般電気事業者による発電設備の買取り III 2(2) 新規参入者への卸売(常時バックアップ) III 2(3) 卸電力取引所
(10)常時バックアップ	前回WGにおける常時バックアップに関する整理を踏まえ、常時バックアップに関する記述について、分社化した会社における常時バックアップの供給主体や価格の考え方の見直しをすべく改正。 <第9回WG資料5-7関連> (※詳細については引き続き制度設計WGで検討)	III 2(2) 新規参入者への卸売(常時バックアップ)
<b>【その他】</b>		
(11)一貫体制事業者としての「一般電気事業者」に関する規定	送配電部門と一貫体制の会社であることを前提に「一般電気事業者」としている点について、同一グループ内で分社化する場合も想定した記述に改正。	II 2(2)ネットワーク運営の中立性の確保
(12)需給調整契約	既存の需給調整契約が一般電気事業者の小売に係る契約なのか、送配電に係る契約なのかについての整理を踏まえて改正。 <第9回WG資料5-5関連>	I 2(1)①イvii 需給調整契約の解除・不当な変更

## 4. その他の制度改正や環境変化を踏まえた改正事項

改正事項	考え方	該当箇所(例)
(1)小売市場の健全性の確保	小売市場の健全性を害する行為について、どのような行為が問題となり得るか、又は望ましいかに関する一定の指針を示す。 ＜第9回WG資料5-6関連＞ 例：需要家からの申出による契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約を定める行為は小売市場の健全性を害するおそれがある。	新設
(2)卸電力市場の健全性の確保	卸電力市場(取引所取引及び相対取引)の健全性を害する行為について、どのような行為が問題となり得るか、又は望ましいかに関する一定の指針を示す。＜第9回WG資料5-6関連＞ 例：発電市場において影響力が大きい事業者が、自社グループ内／他社間で卸取引において不当な価格差別を行う行為は卸電力市場の健全性を害するおそれがある。	新設
(3)スイッチング支援	需要家情報へのアクセスや目的外利用の禁止に関する規定について、スイッチング(小売事業者の切替え)を円滑化する制度を新たに構築することを踏まえた記述に改正。	I 2(1)①イ× 需要家情報の利用
(4)インバランス制度	前回WGまでに議論したインバランス制度の見直し(市場価格連動とする、変動範囲内外の別を設けないなど)を踏まえ、インバランス料金に関する記述を改正。	II 2(3) インバランス料金
(5)卸電力取引所	卸電力取引所の法定化を踏まえた記述に改正。	III 2(3) 卸電力取引所